

き皇族なる君姓の氏々は、天武朝廷十三年十一月戊申朔に、朝臣姓を給へる五十二氏の中に十一氏みえたり、これよりも遠き皇族は、なほ公姓にて置れたるにや、姓氏録の皇別に、公姓の氏人三十六氏みえたり、この餘未定雜姓條に、公姓の氏人三氏ばかりもあり、おなじ皇族ながら、當時にとほきちかきのけぢめより、このたがひめありしならん、こたびも舊例のまゝに、眞人姓をしも第一とは定めし也、

〔玄同放言三上〕姓名稱謂

眞人トマロは、賓禮此云未なり、まれひとを、まひとといふは辭の省けるなり、こは取賓興天子之義以命之、この故に諸王皇親ならざるものには、この姓を賜ざりき、

〔氏族考上〕眞人は麻比登と訓て、貴人の意にやあらん、神功紀の歌に、宇摩比等破貴人者、于摩譬貴人共、伊徒姑幡茂賤子者、伊徒姑奴池賤子者とある、宇摩比等は、搢紳君子良家などの字を書紀によめるにて、貴人なる事知るべし、皇族は臣屬とは異にして、いと高貴なる故、眞人と云り、于摩比等の字を省きて云る也、一説に天皇を現神といへるに對へて、眞人と云り、こは辭の省けるなり、取賓興天子之義以命之、信がたし、眞人姓は是より以前に君と云ひて、殊に近き皇族なりし也、

朝臣

〔書言字考節用集十〕朝臣ア、シ、ン 所レ用レ式ノ

〔續日本紀三十二〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓、青衣爲采女、耳〇耳一中爲紀、阿曾、美爲朝臣、足尼爲宿禰、諸如此類、不必從古、

〔釋日本紀十五〕朝臣

私記曰、師說帝王相親之詞也、言我身爾隨添之臣也、

〔八雲御抄三下〕朝臣 あそ万に有、へくりのあそ、は